

時間外勤務を免除する職員の適用除外に関する協定書

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「大学」という。）と国立大学法人京都工芸繊維大学過半数代表者（以下「過半数代表者」という。）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第16条の8第1項及び第16条の9第1項の規定に基づき、同各項に定める時間外勤務を免除されない職員に関し、次のとおり協定する。

（適用者）

第1条 この協定は、国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学特任教員等就業規則（平成17年3月10日制定。以下「特任教員等就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則（平成20年9月11日制定。以下「特任専門職就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「短時間勤務非常勤職員就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則（平成23年3月31日制定。以下「期間雇用非常勤職員就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則（平成28年3月3日制定。以下「URA就業規則」という。）の適用を受ける職員及び国立大学法人京都工芸繊維大学特定教職員就業規則（平成28年3月3日制定。以下「特定教職員就業規則」という。）の適用を受ける職員に適用する。

（時間外勤務を免除されない職員）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員就業規則第32条第2項、特任教員等就業規則第19条の3第3項、特任専門職就業規則第28条第3項、短時間勤務非常勤職員就業規則第16条第3項、期間雇用非常勤職員就業規則第16条第3項、URA就業規則第18条第3項及び特定教職員就業規則第18条第3項に定める時間外勤務の免除を請求できないものとする。

- (1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、大学又は過半数代表者いずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成28年3月30日

国立大学法人京都工芸繊維大学
学 長 古 山 正 雄

国立大学法人京都工芸繊維大学
過半数代表者 塚 本 千 秋

介護に係る特別休暇が付与される者の適用除外に関する協定書

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「大学」という。）と国立大学法人京都工芸繊維大学過半数代表者（以下「過半数代表者」という。）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第16条の6第2項の規定に基づき、同項に定める介護休暇を取得することができない職員に関し、次のとおり協定する。

（適用者）

第1条 この協定は、国立大学法人京都工芸繊維大学特任教員等就業規則（平成17年3月10日制定。以下「特任教員等就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則（平成20年9月11日制定。以下「特任専門職就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「短時間勤務非常勤職員就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則（平成23年3月31日制定。以下「期間雇用非常勤職員就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学外国人研究員就業規則（平成19年7月19日制定。以下「外国人研究員就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学非常勤講師就業規則（平成26年1月23日制定。以下「非常勤講師就業規則」という。）の適用を受ける職員、国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則（平成28年3月3日制定。以下「URA就業規則」という。）の適用を受ける職員及び国立大学法人京都工芸繊維大学特定教職員就業規則（平成28年3月3日制定。以下「特定教職員就業規則」という。）の適用を受ける職員に適用する。

（介護に係る特別休暇が付与されない職員）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特任教員等就業規則第27条第2項第6号、特任専門職就業規則第41条第2項第6号、短時間勤務非常勤職員就業規則第24条第2項第6号、期間雇用非常勤職員就業規則第26条第2項第6号、外国人研究員就業規則第34条第2項第6号、非常勤講師就業規則第26条第7号、URA就業規則第31条第2項第6号及び特定教職員就業規則第31条第2項第6号に定める特別休暇を付与されないものとする。

- (1) 大学に引き続き雇用された期間が6か月に満たない者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成2~~8~~9年~~4~~1月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、大学又は過半数代表者いずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成28年~~3~~3月~~30~~0日

国立大学法人京都工芸繊維大学
学 長 古 山 正 雄

国立大学法人京都工芸繊維大学
過半数代表者 塚 本 千 秋